

欧州知的財産ニュース

2005年1・2月号 (Vol. 7)

2005年2月25日

JETRO テュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください)

今月の特集

- ・ 欧州における商標・意匠情報の無料検索サービスについて

特許

【欧州特許・共同体特許】

- ・ ポスニア・ヘルツェゴヴィナ EPC拡張協定に加入
- ・ EPQ 2004年出願件数 12%増 (2004年1 - 9月統計)
- ・ EPO副長官人事、DG1にハマー氏 (前ドイツ特許庁副長官) 就任
- ・ EPQ 残された Myria 特許につき異議決定
- ・ 欧州閣僚理事会の2005年活動計画が公表される

【バイオテクノロジー・生物多様性】

- ・ フランス、バイオ指令履行法を12月8日に公布
- ・ ドイツ、バイオ指令履行法が成立
- ・ EC、遺伝資源の出所表示義務に係る提案ペーパーをWPOへ提出

【医薬品】

- ・ 欧州製薬協会、ブラジルの知的財産制度に対する懸念を表明
- ・ 欧州議会・国際貿易委員会で医薬品アクセス問題の公聴会が開催される

【コンピュータ】

- ・ EU閣僚理事会、コンピュータ指令案の採択を数度見送り
- ・ 英国政府、米国型のソフトウェア特許保護に反対

【その他】

- ・ 改正英国特許法、2005年1月1日から主要部分が発効
- ・ ドイツCSU、ドイツ語の公用語化徹底のための基本法改正を提案
- ・ ドイツ従業者発明制度の改正が頓挫

意匠・商標

- ・ OHIMデ・ボア長官、任期延長へ
- ・ OHIM共同体意匠・商標の2004年統計を公表

模倣品・海賊版対策

- ・ EU税関水際における模倣品・海賊版差止実績(2003年)を公表

特許情報・電子出願

- ・ EPQ 電子公報の発行等、特許情報提供サービスを拡充へ

判決紹介

- ・ ミュンヘン地裁、PC賦課金で重要判決

その他

- ・ 欧州委員会、米国貿易投資障壁報告2004を公表
- ・ 欧州委員会、EU著作権指令履行に関しスペイン、アイルランド、ポルトガルをECJへ提訴
- ・ 英国産業省、産学連携モデル契約を公表

欧州知的財産ニュースは、JETROデュッセルドルフセンター産業財産権調査員(岩崎、濱野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jp まで。Copyright(C)2004JETROデュッセルドルフセンター-(岩崎、濱野)All rights reserved. 本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

今月の特集

欧州における商標・意匠情報の無料検索サービスについて

特許

【欧州特許・共同体特許】

・ボスニア・ヘルツェゴヴィナ EPC拡張協定に加入

2004年12月1日、ボスニア・ヘルツェゴヴィナがEPC拡張協定のメンバーとなった。これにより12月1日以降、EPOにより付与された各指定国での特許権に関して、出願人の要求によりボス

ニア・セルツェゴヴィナにおいても同じ内容で効力を及ぼすことが可能になる。拡張の利益を享受するための手数料は102ユーロで所定期間にEPOに納付する必要がある。

--- EPOからのプレスリリースはこちら---

・EPQ 2004年出願件数 12%増 (2004年 1- 9月統計)

EPOは、2004年 1月から9月までの出願件数が昨年より12%増であり、2004年全体の出願件数が17万7500件になる見通しであることを発表した。

この数字には、通常の欧州特許出願の件数に加えて、いわゆるEuro- PCT出願 (国際段階) も含まれている。ここ数年の動向を見ると、通常の欧州特許出願は5万件強で推移しているが、Euro- PCT出願の増加傾向が顕著であり、2004年の出願増もそれに起因していると思われる。なお、Euro- PCT出願 (国際段階)とは、EPOが指定官庁や選択官庁として指定/選択されているPCT出願であって、かつ、EPOが国際調査機関 (ISA)や国際予備審査機関 (PEA)として行動することになっている出願 (EPOが受理官庁であるか又は他の受理官庁によりISAやPEAとして指定されている出願)を言い、EPOにおいて国際調査報告や国際予備審査報告が作成されている。

--- EPOからのプレスリリースはこちら---

・EPO副長官人事、DG1にハマー氏 (前ドイツ特許庁副長官)就任

昨年 7月 1日よりポンピデー氏 (仏出身)の長官就任に伴い、長官・副長官同一国籍禁止の不文律によりDG1副長官ポストが空席となし公募されていたが、本年 1月 1日よりハマー氏 (前ドイツ特許庁副長官)が就任した。EPOではこれまでDG1副長官はフランスから、DG2副長官は英国から多く輩出されてきたが、今回はドイツ出身の副長官がDG1に就任することになった。ハマー副長官は、ドイツ特許庁の審査官出身。DG1副長官には理系の学位が求められている。

・EPQ 残されたMyriad特許につき異議決定

2001年の特許付与以来、その成否につきNGO等から問題視されてきたいわゆるMyriad 特許 ヒゲナムから分離されたBRCA 1遺伝子に関する特許 (EP705902)、当該遺伝子からの突然変異・多型に関する特許 (EP705903)、乳がんや卵巣がんが発展する素質を早期に診断する際にその遺伝子の突然変異を利用する特許 (EP699754)のうち、及び の特許についての異議決定を1月に行い、権利範囲を限定して維持する旨の決定を行った。

の特許については、すでに昨年 5月、異議申立手続において取消決定がなされている。

の特許についての異議決定は1月 21日に行われ、30数個あったクレームを3つに絞り、遺伝子自体の使用 방법에限定したとされる。の特許についての異議決定は1月 25日に行われ、診断方法の部分は削除され、ある特定の突然変異を発見するための遺伝子プローブに限定して特許が維持されたとされる。これらの一連の特許付与に反対してきたグループ (グリーンピース、仏キユーリー財団、蘭厚生省等)は、これらの決定を概ね評価している。

これら一連の特許は、米国 Myriad Genetics 社に付与されたものであるが、現在は、及び の特許はユタ大学研究財団と米国厚生省が共同保有し、 の特許については、ユタ大学研究財団、カナダの研究センター、日本がんセンターが共同保有している。EPOの異議決定に対しては、さらに不服をEPO審判部に申立てることが可能であり、書面による異議決定書の発行（発行には2～6か月要するとされる）から3か月以内に審判請求することができる。昨年取り消されたの特許については、本年1月14日、特許権者側から審判請求がなされている。

--- EPOからのプレスリリースはこちら --- 1月21日付け 1月25日付け

・欧州閣僚理事会の2005年活動計画が公表される

欧州閣僚理事会の今年の議長国（前半ルクセンブルク、後半英国）から、2005年の理事会の活動計画が公表され、これによれば共同体特許規則の成立を再び審議項目として挙げている。共同体特許制度の構築については、2003年3月の政治的合意以降、度重なる閣僚理事会での審議においても不正確な翻訳文の法的効果と翻訳文の提出期限の2点について合意に至らずにいる。計画書では、その他に、コンピュータ実施発明の規則案について合意を得ること、著作権及び著作隣接権の問題や意匠権によるスペアパーツの保護について審議を深めること、ドーハ閣僚宣言パラ6に関する決定を実施するための規則案についての議論を行うことを計画に盛り込んでいる。

--- 活動計画書はこちら（知的財産に関する部分は第11頁） ---

--- McCREEVY 欧州委員（域内市場担当）の欧州議会・法務委員会でのスピーチはこちら ---

【バイオテクノロジー・生物多様性】

・フランス、バイオ指令履行法を12月8日に公布

フランスのEUバイオ指令（98/44/EC）の国内履行状態については、昨年7月にECから未履行確認判決が出されたことをきっかけとして、生命倫理法が昨年8月6日に公布された。昨年12月8日にはさらにバイオ発明法が公布された。

--- 仏バイオ指令履行法の原文テキストはこちら ---

--- 仏バイオ指令履行法の和訳はこちら ---

・ドイツ、バイオ指令履行法が成立

2004年12月号でも紹介したとおり、ドイツにおけるEUバイオ指令の履行法案は、昨年12月3日、連邦議会（下院）において可決され、12月17日、連邦参議院（上院）において異議なく了承された。2月28日から発効する。ドイツの場合も、フランスと同様に、ECから未履行確認判決が昨年11月に出されたことを受けて連邦政府・議会が対応したものであるが、法案審議の最終段階で修正提案がいくつか出され、可決された法律には、ヒトの遺伝子配列の特許付与には用途限定を必要とする規定が盛り込まれ、TRIPS協定等の既存の国際約束との整合性の観点で不透明な点が残っているとの声がないわけではない。この履行法は、バイオ指令に反対姿勢

を示す議会勢力との妥協の結果生じたものであり、指令との整合性については、今後、査定不服、侵害等の事件を通じて最終的には欧州裁判所により具体的に問われていく場合もあろう。

---独バイオ指令履行法の原文テキストはこちら---

---独バイオ指令履行法の和訳はこちら---

・EC、遺伝資源の出所表示義務に係る提案ペーパーをW POへ提出

欧州委員会は、欧州共同体及び各加盟国を代表して、特許出願に遺伝資源 / 伝統的知識の出所表示を義務化する提案ペーパーをW POに提出し、昨年 12月 16日に受理されている。

この提案では、かかる義務を自発的なものに留まらずに強制的なものとし、PCT国際出願、EP C等の広域出願、各国国内出願のすべてに適用されるべきものとし、特許出願人が、相当な期間内に訂正できたにもかかわらず表示を怠った又は拒絶した場合には、当該出願の処理を停止するとしている (“the application should not be further processed”)。また、開示された情報が不正な場合又は不十分な場合には、特許法の外での制裁 (すなわち特許出願手続や特許の有効性に影響を与えない形での制裁) を効果的、比例的かつ抑止的に課すべしとしている。特許出願への遺伝資源出所表示義務の導入については、すでにスイスがW POやWTOにおいてPCT規則の改正提案として形で提案をしていたが、これまでは米国をはじめとする先進国は概ね消極的であったと言える。今回のEC提案により、欧州全体が本問題に積極的に貢献すべきであるとの姿勢を見せたことになり、実務家・産業界からの反応や今後の議論の進展が注目される。

--- ECの提案ペーパーはこちら---

【医薬品】

・欧州製薬協会、ブラジルの知的財産制度に対する懸念を表明

研究開発志向型の欧州製薬企業からなる欧州製薬協会は、昨年ブラジルの知的財産制度の問題点を指摘し、その改善を求める旨のポジションペーパーを公表した。TRIPS協定の履行として96年に制定されたブラジル知的財産法には、国家公衆衛生監督庁による医薬特許の事前承認制度が99年に導入され、それが出願・審査処理遅延を生じさせていると指摘。かかる制度は世界でも類がなく、TRIPS協定 27条 1の技術分野について特許付与を差別することを禁止する規定と整合的でないとしている。また、コピー薬の販売承認の際に非開示情報 (試験データ等) に基づいて国家公衆衛生監督庁から登録を受けているとして、TRIPS協定 39条 3の非開示情報の保護規定に抵触すると指摘し、改善を求めている。さらに、公共の利益に基づいた強制実施権の発動についても、「公共の利益」が立法趣旨を越えて広く解釈され、公衆衛生、栄養、環境、社会経済発展の概念も包摂するような運用がなされていると非難している。

--- 詳しくはこちら---

・欧州議会 国際貿易委員会で医薬品アクセス問題の公聴会が開催される

1月18日、欧州議会の国際貿易委員会でTRIPS医薬品アクセス問題の公聴会が開催された。この公聴会は、昨年欧州委員会から公表された、トリア閣僚宣言・TRIPSと公衆衛生パラ6に係る決定を履行するためのEU規則案を、欧州議会で審議するための前提として、WTOからの代表者、国境なき医師団や欧州製薬企業、インテクトのゾロ薬協会（CPLA代表）等の利害関係者から意見聴取すべく開かれたものである。この規則案は、共同決定手続に従う必要があるため、成立には閣僚理事会での決定だけではならず、欧州議会による承認が必要になっている。欧州議会での審議は今年春頃から開始される予定である。

--- アジェンダはこちら ---

--- 国境なき医師団のプレゼン資料はこちら ---

コンピュータ

・EU閣僚理事会、コンピュータ指令案の採択を数度見送り

EUコンピュータ実施発明に関する指令案の閣僚理事会での採択が難航している。昨年の12月の閣僚理事会ではポーランドが採択に反対を表明したため採択が延期され、1月及び2月の理事会でも議題として浮上したものの、ポーランドに加えデンマークも採択に消極的な姿勢を見せた模様で採択の目途は立っていない。欧州の産業界はこれらの状況を非難しており、現行の指令案の賛成派にとっても、欧州議会において現行案より悪い内容のテキスト案に変更されてしまうことを危惧し、欧州委員会による指令案の取り下げを望む声すら聞こえ始めている。

なお、ポーランドは、閣僚理事会において共通の立場が採択された場合に備えて、理事会議事録に挿入されるべき宣言文を用意している。また、ドイツ連邦議会では超党派でEU閣僚理事会の採択を阻止するような決議をなす動きが現れている。

--- ポーランドからの宣言はこちら ---

--- 産業界からの声明はこちら ---

EICTA (欧州情報通信家電産業)

Intellect (英国ハイテク産業界)

EVCA (欧州ベンチャーキャピタル協会)

・英国政府、米国型のソフトウェア特許保護に反対

コンピュータ実施発明に関するEU指令案の審議が暗礁に乗り上げている中、昨年12月14日、英国科学技術大臣のSainsbury氏は、特許制度がソフトウェア業界を含むあらゆる技術分野における技術革新に貢献することを強調し、現行のEU指令案は、権利のバランス（技術革新を促進するとともにオープンソフトウェアの利益にも考慮）に十分配慮したものであり、コンピュータ実施発明につき何が特許され、何が特許されないかを明確にしているとした。その上で、現行指令案により新たな変更がもたらされるものではなく、現状（現在の実務状況）を維持しているにすぎないことから、米国において近年行った変更によりコンピュータ業界に生じた懸念・混乱は生じないとした。また、英国特許庁のPeter Heyward氏も、同様に、この指令は、特許による保護を与

えるための高度な基準を与えたとともに、今の米国の考えの側に欧州の基準が安易に流されないようにするためでもあった。現在の英国及びEPOの実務では、単なるコンピュータプログラムは、著作権の保護対象であり特許では保護されていないが、技術的貢献 (technical contribution) をするソフトウェアを含む発明は、特許の保護対象となっている。なお、英国特許庁で扱われる出願の20%はソフトウェアを使用した発明であると見積られている。

---英国特許庁からのプレスリリースはこちら---

【その他】

改正英国特許法、2005年1月1日から主要部分が発効

昨年改正された英国特許法 (Patent Act 2004) は、昨年7月22日、裁可を受けその一部は昨年9月22日より発効していたが、本年1月1日よりその主要部分が発効している。この改正特許法は、従来の特許法 (Patent Act 1977) に大幅な変更をもたらすものであり、1月1日からは、英国居住者による海外への出願に関する規制 (7条)、従業者に対する対価 (10条、使用者の得た利益から公正な配分 "fair share" を従業者は享受できる)、侵害訴訟での費用 (14条)、損害賠償請求の行使 (11条)、PCT関連等についての改正条項が発効している。また、本年中頃以降には、無効侵害事件における特許庁からの非拘束意見 (13条)、特許期間と更新手数料支払期間 (8条)、特許権の共有 (9条) 等についての改正条項が発効する予定。さらに2007年頃には、EPC 2000に対応した改正条項が発効すると予告されている。

---詳しくはこちら---

・ドイツCSU、ドイツ語の公用語化徹底のための基本法改正を提案

ドイツの政党CSU (キリスト教社会同盟) は、ドイツ基本法 (憲法に相当) に「ドイツ連邦共和国の言語はドイツ語でなければならない」との条項が挿入されるよう基本法改正を行うべしと主張している。CSUは、カトリック・プロテスタント両派によってバイエルン州を中心として設立された保守色・地域色が濃い政党として知られている。現在のところ、基本法以下の法律レベルで、ドイツ語が官庁や裁判所での使用言語として規定されている。かかるCSUの動きに対しては、共同体特許構想で対立の激しいEU法規上の言語コスト問題をいわずらに増幅しかねないとの指摘がされたり、EPOの翻訳言語に係る条約案 (いわゆるロンドンプロトコル) の採択への政治的影響が大きいと懸念されている。ロンドンプロトコルは、欧州特許のクレーム・明細書の全文を全指定国の公用語に翻訳しなければならないという現行の制度 (EPC 65条 1項) を改善すべく提案されたものであり、このプロトコルに従うと、例えば英語で欧州特許出願がされ、ドイツがその指定国として指定されて特許付与された場合には、出願人 (特許権者) は、ドイツにおいて明細書全文のドイツ語訳の提出を求められずすむようになる (ただし、クレームについては独語訳が必要)。このプロトコルは、現在のところ未発効であるが、発効にはEPC全加盟国の批准・加入を要せず、英独仏を含む8か国の批准・加入で足りるとしている。発効後は、批准・加入した国のみ拘束されることになる。

--- ロンドンプロトコルについては以下を参照 ---

・ドイツ従業者発明制度の改正が頓挫

従業者がした発明の対価について、使用者による当該発明の実施に基づく(実際額をベースにした)支払方法から、一時金払い方式へ変更しようとする改正すべく議論が進められてきたドイツ従業者発明制度は、2006年末まで改正論議を停止させることになった。その背景は、使用者代表側と労働組合側との意見対立が激しく妥協点を見出せないためとされている。次回のドイツ連邦議会議員選挙は2006年9・10月に予定されているが、ドイツでは、通常、議会会期(4年)の前半に法改正のための準備を行い、後半には改正準備を行わないものとされており、2005年から2006年まではその後半部分に当たっているが、依然として議論の収束は見られていない。

意匠・商標

・OHIMデ・ボア長官、任期延長へ

共同体意匠商標庁(OHIM)のデ・ボア長官(1948年5月27日生)の任期は、2005年9月30日までであったが、2010年9月30日まで延長された。

--- 詳しくはこちら ---

・OHIM共同体意匠・商標の2004年統計を公表

2004年の共同体意匠・商標登録に係るOHIMからの統計が明らかになった。

2004年の共同体意匠の出願件数は、12,799件で前年より約2千件増加している。登録された共同体意匠は57,765件で昨年と比べて約3倍近く上昇している。国別出願ランキングでは、ドイツ(24.83%)、イタリア(15.22%)、フランス(8.53%)、英国(8.23%)、米国(8.08%)の順で前年と変更がない。

共同体商標出願件数は、2004年は58,835件、登録された共同体商標は34,486件でどちらも前年からやや増加している。国別出願ランキングは、米国(17.49%)、ドイツ(16.56%)、英国(11.12%)、スペイン(9.35%)、イタリア(8.29%)の順。

--- OHIMの意匠・商標統計はこちら ---

模倣品・海賊版対策

・EU税関水際における模倣品・海賊版差止実績(2003年)を公表

2月8日、欧州委員会は、2003年における各国税関における模倣品差止実績を公表した。2003年にEU国境で差し止められた物品点数は、9220万点に及び2002年(8495万点)と比較して8.5%増加している(ただし、2001年は9442万点)。また、差し止められた品目として、最も多いのが煙草で3324万点、次いでCD・DVDの3262万点(全体の35%)となっている。特徴

的なのはおもちゃ(1233万点)であり前年比99.6%増となっている。(なお、おもちゃのうち商標権による差止め件数の33%は任天堂となっている。)仕出国として60%は中国、6%は香港、3%はマレーシアとなっている(差止点数ベース。差止件数ベースではタイが28%、中国が18%、トルコが6%)。

2004年の第3四半期までの実績も併せて公表されており、これによれば差止件数(16352件)は、既に2003年1年の件数を超え(前年同期間は約7000件)、差止点数も7445万点に達しており、2003年実績を超える可能性が高い。なお、EU規則によれば、侵害品は輸出入に限らず、移送中の物品(goods in transit)も差止めの対象となっているが、この統計によれば件数ベースで約7%がその対象となっている(前年比で変わらず)。税関担当の欧州委員であるKovacs氏は、「子供の玩具、医薬品、食料品を含む模造品・コピー商品が増加しており消費者にとって危険。加盟国の税関当局はこの問題の解決に既に真摯に取り組んでいるが、我々の安全や経済に対するこの脅威から自身と世界を守るためにはもっと多くの具体的な対応を取るべきだ」とコメントしている。

--- 欧州委員会からのFAQはこちら ---

--- 欧州委員会からのプレスリリースはこちら ---

特許情報・電子出願

・EPQ 電子公報の発行等、特許情報提供サービスを拡充へ

EPOは、2005年から、特許公報の電子化・インターネットでの提供を開始することを決定した。特許公報の電子化・インターネットでの提供(European Publication Server)は、2005年4月1日から本格的に開始され、インターネットを通じて文献のダウンロードが可能となる。EPOではEuropean Publication Serverを1月から試行的に稼働させているが、4月からは従来の紙ベースでの発行を停止し、インターネットでの提供に完全移行する予定。また、EPOは、インターネットによる公報無料検索サービスとして定評のあるesp@cenetサービスの機能充実も図る予定で、2005年中旬頃には、今までの頁単位での文献閲覧から全文献のダウンロードも可能となるよう仕様変更を行う。さらに、esp@cenetサービスにおいて非特許文献の書誌情報が閲覧可能にすることも検討している。なお、European Publication Serverについては、今月の特集記事においても一部説明している。

--- インターネット公報についてのEPOプレスリリースはこちら ---

判決紹介

・ミュンヘン地裁、PC賦課金で重要判決

ミュンヘン地裁は、パソコン製造メーカーに対して、オーディオ・ビデオカセットのようなブランクメディアへのコピーを可能とするPC一台がドイツ国内で販売される毎に12ユーロの著作権利用料

を著作権管理団体に支払うよう命じる判決を出した。この訴訟は2001年より係属しており原告である著作権管理団体は当初PC一台の販売につき30ユーロの利用料を請求していた。著作権管理団体が得ることになる賦課金 (Levy) は、違法な著作権侵害行為に対する権利者への損害賠償金として算定されるものではなく公正な著作権使用のための利用料として算定されることがドイツの国内法で認められている。今回の判決によりPCにとどまらず、プリンター、コピー機、スキャナー等の機器にも同様な賦課金が課せられるのではないかとの憶測を呼んでいる。

--- 判決全文の和訳はこちら ---

--- EICTA (欧州情報通信家電産業) の非難声明はこちら ---

その他

欧州委員会、米国貿易投資障壁報告 2004を公表

欧州委員会は、昨年12月23日、米国の貿易・投資に関する障壁についてのレポートを公表した。このレポートには、米国の知的財産法制に係る問題点にも言及があり、著作者人格権が極めて限定された範囲でしか認められていないこと、特許権の政府使用の際の迅速な通報制度を用意していないこと、ワインに関する地理的表示の保護が不十分であること、著作権法110条(5)やキューバ制裁関連法211条がTRIPS協定に整合的でないこと、先発明主義がEU企業にとって行政上・裁判上、高度の間接的負担になっていること、ヒルマードソン、ソフトウェア・ビジネス方法の特許性等を指摘している。

については、映画等の著作者(製作会社、監督等)ではなく俳優等の実演家の人格権の保護強化が必要であるとしており、背景には、実演家の権利を映画製作者に移転させてきた米国と、その効力を米国外にも認めることに反対している欧州との根深い対立があり、これはWPO視聴覚実演条約案の最大の対立論点としても表面化している。

については、TRIPS協定31条(b)に規定された「政府により又は政府のために有効な特許が使用されていることを知っているときは、特許権者は速やかに通知を受ける。」との義務をしばしば怠っているため、特に外国企業の特許権者は行政上の不服申立の機会を失いがちであるとしている。

については、米国商標法の下では、Gの定義がなく、欧州のGを米国でもGとして認めるための手続規定を欠き、証明標章としてのみ保護しているのではないかと懸念があるとしている。また、Gと抵触する商標の使用・登録は善意使用・登録の場合のみ許容されるとするTRIPS協定24条5を遵守していないと指摘している。

の著作権法110条(5)とは"Homestyle Exemption" と呼ばれる著作権効力の例外規定で、飲食店等の公共の場所で使用している家電型ラジオ・テレビを通じての著作物等使用を許容している。TRIPS協定違反との判断が出された後も、なお、合理的期間内に国内法改正をできなかったため、米国とEUは、仲裁手続により、米国側がEU音楽協会に著作権普及活動を支援す

るための財政的援助を提供することで合意。しかし、かかる合意はあくまで暫定的なものであり、米国は協定整合的な法改正をする義務を負っているとしている。なお、米国が依然として不履行の場合、EUは、米国著作権者がEU税関において海賊版商品の輸入差止申請を行う際に、当該権利者に対して特別料金を課することができるよう要求している。

キューバ制裁関連法 211条は、キューバ政府により強制的に押収された企業のもつ商標と同一・類似の商標の登録・更新登録を米国では認めないというもので、WTO上級パネルにおいて内国民待遇・最恵国待遇違反と判定されている（「リバナクラブ事件」）。

については、先願／先発明主義、グレースピリオド・産業上の利用可能性等の実体要件の問題は、WPO実体特許法条約（SPLT）の文脈でも議論されているとの留保を付けている。

のヒルマードトリンとは、例えば、欧州オリジンのPCT出願の既公開特許明細書は、米国内段階に入る日までは米国における先行技術としての効果を有しないとすもの、PCT27条5後段により許容されているものの、欧州企業にとっての不利益は大きいとしている。

については、欧州が「技術的貢献（technical contribution）」を要求しているため、欧州では特許されないものが米国では特許されるとい事態が生じ、欧州内では自由に営業活動できたものが米国では権利侵害とされてしまうと指摘している。

--- レポートはこちら（知的財産に係る部分は65-70頁）---

欧州委員会、EU著作権指令履行に関しスペイン、アイルランド、ポルトガルをECJへ提訴

欧州委員会は、昨年12月、スペイン、アイルランド、ポルトガルをEU著作権指令の履行違反で欧州裁判所（ECJ）へ提訴することを決定した。欧州委員会が履行違反としたのは、これらの国の法令が、「公共貸与権（public lending right、公貸権とも言われることがある）」の効果としての補償金請求権を主張できる対象から、あらゆる公共の貸与機関を除外している点。公共貸与権は、公共の図書館などで著作物が無償貸与されることにより、著作者が本来得べき利益が失われている事態を防ぐために設けられたもので、EU著作権指令（92/100/EEC）により、著作者は、自ら著作権を有する作品について、公に貸与することを許諾し又は禁止する権利を専有するとしている。しかし、同指令は、EU各加盟国に、公共図書館により貸与された作品の著作者に対して補償金を与える制度を設けることも同時に許容しており、さらに、ある種のカテゴリに属する公共貸与機関については、その補償金の支払いを免除することができるように立法することも許容している。スペイン、アイルランド、ポルトガルの場合、この免除対象を特に限定せず、すべての公共貸与機関に補償金支払の免除を与えている点が問題であるとしている。このようなケースは、ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルクでも生じていたが、これらの国々はすでに立法的に解決している。また、欧州委員会は、デンマーク、フィンランド、スウェーデンに対し、公共貸与権の行使につき、自国語で作成された作品についてのみ補償金請求権を認め、その他の言語による作品には認めない差別的運用を問題視し、これらの国に第一回目の警告状を発し調査を開始する旨の決定をした。フィンランドの場合は、著作者が自国に居住し、かつ、フィンランド文化を豊かにする作品に限定して補償金請求を認めているのに加えて、すべての公共

貸与機関を補償金支払の免除対象としている点も問題としている。さらに、欧州委員会は、EU著作権指令で貸与権 (rental right) を享受できる権利者の範囲を限定列挙して定めているが、ポルトガルの履行法がビデオ製作者の権利をも追加している点を問題視し、ECJへ提訴することを決定した。なお、公共貸与権については、我が国でもその立法化につき議論がなされているところではあるが、現行の日本の著作権法では、営利を目的としなぬ無償貸与については貸与権 (26条の3) を制限し (38条 4項)、映画フィルム等に限って補償金支払義務を課しているにすぎない (38条 5項)。

---欧州委員会からのプレスリリースはこちら---

英国産業省、産学連携モデル契約を公表

英国産業省は、産学連携を促進させるため、5つのパターンからなるモデル契約を発表した。併せて、連携の形態にどのパターンが適合するかも示唆するガイドも公表している。このモデル契約は、英国産業省の委嘱を受け、フィナンシャルタイムズ紙の editor であった Lambert 氏が、2003年12月に発表した産学連携に関する報告書の延長線にあるもので、2004年4月から産業界や大学からなる作業部会を設置して検討していたもの。具体的には、以下の10の指標 (質問) に対して、yes の回答となるかによって、連携に適合する (複数の) 契約パターンを選択できるような工夫がされている。

10の指標は以下のとおり

プロジェクトは、出資者が委託したか

プロジェクトは、出資者の技術獲得/開発戦略のために重要であるか

プロジェクトは、出資者の、固有の資源や背景となる知的財産権に、実質的に頼っているか

プロジェクトは、出資者の、固有の資源や背景となる知的財産権に、アクセスしなければ実施不可能又は困難か

プロジェクトの焦点は、出資者の、固有の資源のテスト又は分析、あるいは出資者の資源や背景となる知的財産権に関連する研究であるか

出資者は、プロジェクトの作業計画の設計に対して主導的であったか

出資者は、プロジェクトのために、派生物及び/又は指標を設定しているか

プロジェクトは、主要な研究者が他の研究活動から隔離されているか

結果に係る知的財産権の、出資者の所有権は主要な研究者の将来の研究に関連がないか

出資者は、利益を加えたすべての経済コストを払っているか

また、契約パターンは、以下の五通りが示されており、契約サンプルもそれぞれ添付されている。

(1) 大学が結果に関して知的財産権を所有し、出資者及びそのグループ企業に対して、指定した事業分野及び/又は地理的範囲に関して利用できる通常実施権を設定する

(2) 大学が結果に関して知的財産権を所有し、出資者及びそのグループ企業は、指定した事業分野及び/又は地理的範囲に関して利用できる実施権を持つとともに、ある結果に対して専用実施権を獲得するための交渉権を持つ。

(3)大学が結果に関して知的財産権を所有し、出資者及びそのグループ企業は、指定した事業分野及び/又は地理的範囲に関して利用できる実施権を持つとともに、ある結果に対して譲渡できる交渉権を持つ。

(4)出資者が結果に関して知的財産権を所有するが、大学は、出資者の情報に関し秘匿し、出資者が結果に関して特許を取得する可能性を害しないという条件で、学術目的での利用権(学術発表も含む)を留保する。

(5)出資者が結果に関して知的財産権を所有し、大学は結果を公表する権利をもたない(この場合には、産学連携とらよりは、Contract Research か、Collaborative Research Agreement に近い)。

--- 2003年12月の産学連携に関する報告書はこちら---

--- 10の指標についてははこちら---

--- 5つの契約パターンについてははこちら---